

## 議第 4 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 2 項の規定に基づ  
く意見に係る臨時専決処理の承認について

山形県議会 2 月定例会に提案された下記条例案の設定について、地方教育行政の組  
織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 23 条第 2 項の規定により山形  
県議会議長から意見を求められ、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委  
任し又は専決させる規則（昭和 31 年 11 月県教育委員会規則第 12 号）第 5 条第 1 項  
の規定により、別紙のとおり専決処理したことについて承認する。

### 記

山形県教育委員会の職務権限の特例に関する条例の設定について

#### 提 案 理 由

山形県議会議長から上記条例の制定にあたり意見を求められ、緊急を要したため、  
教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則第 5 条  
第 1 項の規定により専決処理したので、同条第 2 項の規定により承認を求めるため提  
案するものである。

令和 2 年 3 月 16 日提出

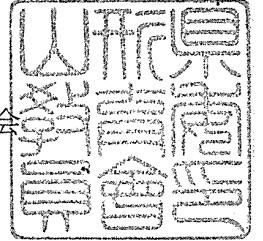
山形県教育委員会

教育長 菅 間 裕 晃

教 総 第 1561 号  
令和 2 年 2 月 19 日

山形県議会議長 金澤 忠一 殿

山形県教育委員会



意見の聴取について

令和 2 年 2 月 18 日付け議調第 199 号で意見を求められた下記条例の設定については、  
適当なものと認めます。

記

議第 42 号 山形県教育委員会の職務権限の特例に関する条例の設定について

山形県教育委員会の職務権限の特例に関する条例の設定について

山形県教育委員会の職務権限の特例に関する条例を次のように制定する。

山形県教育委員会の職務権限の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づき、次の各号に掲げる教育に関する事務は、知事が管理し、及び執行することとする。

- (1) 山形県立博物館及び山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館（以下「博物館等」という。）の設置、管理及び廃止に関する事（法第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、博物館等のみに係るものを含む。）。
- (2) 文化財の保護に関する事。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。  
（山形県文化財保護条例の一部改正）
- 2 山形県文化財保護条例（昭和30年8月県条例第27号）の一部を次のように改正する。  
第1条中「第190条第1項」を「第190条第2項」に、「わが国文化」を「我が国文化」に改める。  
第3条中「山形県教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「知事」に、「当つて」を「当たつて」に改める。  
第4条第1項中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「知事」に改め、同項ただし書中「基く」を「基づく」に改め、同条第5項中「教育委員会」を「知事」に改める。  
第5条第1項及び第4項中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第5項中「すみやかに」を「速やかに」に、「教育委員会」を「知事」に改める。  
第6条第1項中「基いて発する教育委員会規則及び教育委員会」を「基づいて発する規則及び知事」に改め、同条第2項中「もつぱら自己に代り」を「専ら自己に代わり」に、「責に」を「責めに」に改め、同条第3項中「すみやかに」を「速やかに」に、「教育委員会」を「知事」に改める。  
第7条中「すみやかに」を「速やかに」に、「教育委員会」を「知事」に改める。  
第7条の2第1項及び第2項並びに第7条の3第1項中「教育委員会」を「知事」に改める。  
第8条の見出し中「き損」を「毀損」に改め、同条中「き損し」を「毀損し、」に、「すみやかに」を「速やかに」に、「教育委員会」を「知事」に改める。  
第9条中「教育委員会に」を「知事に」に改め、同条ただし書中「教育委員会規則」を「規則」に改める。  
第10条第2項中「教育委員会」を「知事」に改める。  
第11条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第1号中「基いて発する教育委員会規則及び教育委員会」を「基づいて発する規則及び知事」に改める。  
第12条第1項中「教育委員会」を「知事」に、「き損し、又は盗みとられる」を「毀損し、又は盗み取られる」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「知事」に、「き損している」を「毀損している」に改め、同条第3項中「基いて」を「基づいて」に改める。  
第13条第2項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第14条第1項中「教育委員会規則で」を「規則で」に、「教育委員会の」を「知事の」に改め、同項ただし書中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第2項及び第3項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第15条中「教育委員会」を「知事」に改める。

第16条第1項及び第2項中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第5項中「教育委員会」を「知事」に、「責」を「責め」に改め、同条第6項中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第7項中「き損した」を「毀損した」に、「責に」を「責めに」に改める。

第18条中「教育委員会」を「知事」に改める。

第19条第1項中「基いてする教育委員会」を「基づいてする知事」に改め、同条第2項中「引渡」を「引渡し」に改め、同条第3項ただし書中「もつばら」を「専ら」に改める。

第20条第1項、第2項及び第4項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第21条第1項、第2項及び第5項中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第6項中「すべて」を「全て」に、「教育委員会」を「知事」に改める。

第22条中「教育委員会規則」を「規則」に、「すみやかに」を「速やかに」に、「教育委員会に」を「知事に」に改める。

第23条第1項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第24条第1項中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第2項中「き損した」を「毀損した」に改める。

第25条、第26条第1項及び第27条第1項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第28条第1項中「教育委員会に」を「知事に」に改め、同項ただし書中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第29条の2第1項、第29条の3第1項、第29条の4、第30条第1項、第30条の2、第31条第1項及び第32条第1項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第33条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第34条中「すみやかに」を「速やかに」に、「教育委員会」を「知事」に改める。

第35条第1項中「教育委員会の」を「知事の」に改め、同項ただし書中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第36条の2第1項及び第36条の2の2第1項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第36条の2の3の見出し中「き損」を「毀損」に改め、同条中「き損した」を「毀損した」に、「教育委員会に」を「知事に」に改め、同条ただし書中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第36条の2の5第1項中「教育委員会」を「知事」に、「き損する」を「毀損する」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第36条の2の6第1項中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第2項中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第3項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第36条の2の7中「教育委員会」を「知事」に改める。

第36条の2の8中「教育委員会の」を「知事の」に改め、「教育委員会に」を削る。

第36条の3及び第36条の5中「教育委員会」を「知事」に改める。

第36条の10中「教育庁」を「観光文化スポーツ部」に改める。

第37条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第39条の2中「教育委員会」を「知事」に改める。

(山形県立博物館条例の一部改正)

3 山形県立博物館条例(昭和46年3月県条例第23号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第8条中「県教育委員会規則」を「規則」に改める。

(山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館条例の一部改正)

- 4 山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館条例(平成5年3月県条例第27号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項、第5条第1項第3号及び第2項から第4項まで並びに第6条第3号中「教育委員会」を「知事」に改める。

第9条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(山形県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

- 5 山形県事務処理の特例に関する条例(平成11年12月県条例第36号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中第49項を第50項とし、第45項から第48項までを1項ずつ繰り下げ、第44項の次に次の1項を加える。

<p>45 山形県文化財保護条例(昭和30年8月県条例第27号。以下この項において「条例」という。)及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>(1) 次に掲げる県指定史跡名勝天然記念物の現状変更(イからトまでに掲げるものにあつては、県指定史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。)に係る条例第35条第1項の規定による許可</p> <p>イ 小規模建築物(階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積(増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積)が120平方メートル以下のものをいう。)で2年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築</p> <p>ロ 工作物(建築物を除く。以下このロにおいて同じ。)の設置若しくは改修(改修にあつては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。)又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)</p> <p>ハ 条例第33条に規定する県指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修</p> <p>ニ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修</p> <p>ホ 建築物その他の工作物(建築又は設置の日から50年を経過していないものに限る。)の除却</p> <p>ヘ 木竹の伐採(県指定名勝又は県指定天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。)</p> <p>ト 県指定史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取</p> <p>チ 県指定天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取</p> <p>リ 県指定天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互</p>	<p>各市町村</p>
--	-------------

間における譲受け又は借受け	
(2) 条例第35条第2項において準用する条例第14条第2項の規定による指示（前号に規定する許可の条件として行われるものに限る。）	
(3) 条例第35条第2項において準用する条例第14条第3項の規定による停止命令又は許可の取消し（第1号に規定する許可に係るものに限る。）	

第2条第2項の表中第2項を削り、第3項を第2項とする。

（経過措置）

- 6 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令、条例若しくは教育委員会規則の規定により山形県教育委員会若しくは山形県教育委員会の委任を受けた者がした処分その他の行為のうちこの条例の施行の際現に効力を有するもの又はこの条例の施行の際現に法令、条例若しくは教育委員会規則の規定により山形県教育委員会若しくは山形県教育委員会の委任を受けた者に対してされている申請その他の行為で、施行日以後においてこの条例の規定により知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、知事若しくは知事の委任を受けた者がした処分その他の行為又は知事若しくは知事の委任を受けた者に対してされた申請その他の行為とみなす。

#### 提 案 理 由

教育委員会の権限に属する事務のうち、知事が管理し、及び執行することとするものの範囲を定めるため提案するものである。

山形県教育委員会の職務権限の特例に関する条例（案）新旧対照表

附則第2項関係（山形県文化財保護条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>（目的）</p>	<p>（目的）</p>
<p>第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第182条第2項及び第190条第1項の規定に基づき、文化財の保存及び活用のため必要な措置を講じ、もつて県民の文化的向上に資するとともに、<u>わが国文化</u>の進歩に貢献することを目的とする。</p>	<p>第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第182条第2項及び第190条第2項の規定に基づき、文化財の保存及び活用のため必要な措置を講じ、もつて県民の文化的向上に資するとともに、<u>我が国文化</u>の進歩に貢献することを目的とする。</p>
<p>（財産権等の尊重及び他の公益との調整）</p>	<p>（財産権等の尊重及び他の公益との調整）</p>
<p>第3条 <u>山形県教育委員会</u>（以下「<u>教育委員会</u>」<u>という。</u>）は、この条例の執行に<u>当つては</u>、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。</p>	<p>第3条 <u>知事</u>は、この条例の執行に<u>当たつては</u>、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。</p>
<p>（指定）</p>	<p>（指定）</p>
<p>第4条 <u>教育委員会</u>は、県の区域内に存する有形文化財（法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。以下同じ。）のうち県にとって重要なものを山形県指定有形文化財（以下「<u>県指定有形文化財</u>」<u>という。</u>）に指定することができる。</p>	<p>第4条 <u>知事</u>は、県の区域内に存する有形文化財（法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。以下同じ。）のうち県にとって重要なものを山形県指定有形文化財（以下「<u>県指定有形文化財</u>」<u>という。</u>）に指定することができる。</p>
<p>2 前項の規定による指定をするには、<u>教育委員会</u>は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に<u>基く</u>占有者が判明しない場合はこの限りでない。</p>	<p>2 前項の規定による指定をするには、<u>知事</u>は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に<u>基づく</u>占有者が判明しない場合はこの限りでない。</p>
<p>3及び4 ー略ー</p>	<p>3及び4 ー略ー</p>
<p>5 第1項の規定による指定をしたときは、<u>教育委員会</u>は、当該県指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。</p>	<p>5 第1項の規定による指定をしたときは、<u>知事</u>は、当該県指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。</p>
<p>（解除）</p>	<p>（解除）</p>
<p>第5条 <u>教育委員会</u>は、県指定有形文化財が県指定有形文化財としての価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、その指定を解除することができる。</p>	<p>第5条 <u>知事</u>は、県指定有形文化財が県指定有形文化財としての価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、その指定を解除することができる。</p>
<p>2及び3 ー略ー</p>	<p>2及び3 ー略ー</p>
<p>4 前項の場合には、<u>教育委員会</u>は、その旨を県公報で告示するとともに、当該県指定有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。</p>	<p>4 前項の場合には、<u>知事</u>は、その旨を県公報で告示するとともに、当該県指定有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。</p>
<p>5 第2項で準用する前条第3項の規定による県指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたと</p>	<p>5 第2項で準用する前条第3項の規定による県指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたと</p>

き及び前項の規定による通知を受けたときは、所有者は、すみやかに県指定有形文化財の指定書を教育委員会に返付しなければならない。

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第6条 県指定有形文化財の所有者は、この条例並びにこれに基いて発する教育委員会規則及び教育委員会の指示に従い、県指定有形文化財を管理しなければならない。

2 県指定有形文化財の所有者は、特別の事情があるときは、もつばら自己に代り当該県指定有形文化財の管理の責に任ずべき者(以下この章において「管理責任者」という。)を選任することができる。

3 前項の規定により管理責任者を選定したときは、所有者は、すみやかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も、同様とする。

4 一略一

(所有者の変更等)

第7条 県指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、すみやかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 県指定有形文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、すみやかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(管理団体による管理)

第7条の2 教育委員会は、県指定有形文化財につき、所有者が判明しない場合又は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該県指定有形文化財の保存のため必要な管理(当該県指定有形文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該県指定有形文化財の所有者の所有又は管理に属するものの管理を含む。)を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、当該県指定有形文化財の所有者(所有者が判明しない場合を除く。)及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3～6 一略一

第7条の3 教育委員会は、前条第1項に規定す

き及び前項の規定による通知を受けたときは、所有者は、速やかに県指定有形文化財の指定書を知事に返付しなければならない。

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第6条 県指定有形文化財の所有者は、この条例並びにこれに基づいて発する規則及び知事の指示に従い、県指定有形文化財を管理しなければならない。

2 県指定有形文化財の所有者は、特別の事情があるときは、専ら自己に代わり当該県指定有形文化財の管理の責めに任ずべき者(以下この章において「管理責任者」という。)を選任することができる。

3 前項の規定により管理責任者を選定したときは、所有者は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も、同様とする。

4 一略一

(所有者の変更等)

第7条 県指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

2 県指定有形文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(管理団体による管理)

第7条の2 知事は、県指定有形文化財につき、所有者が判明しない場合又は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該県指定有形文化財の保存のため必要な管理(当該県指定有形文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該県指定有形文化財の所有者の所有又は管理に属するものの管理を含む。)を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、知事は、あらかじめ、当該県指定有形文化財の所有者(所有者が判明しない場合を除く。)及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3～6 一略一

第7条の3 知事は、前条第1項に規定する事由



る事由が消滅した場合その他特殊の事由がある場合は、管理団体の指定を解除することができる。

2 一略一

(滅失、き損等)

第8条 県指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者(管理責任者又は管理団体がある場合は、その者)は、すみやかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(所在の変更)

第9条 県指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、所有者(管理責任者又は管理団体がある場合は、その者)は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、教育委員会規則の定める場合には、届出を要せず、又は所在の場所を変更した後届け出ることをもって足りる。

(管理又は修理の補助)

第10条 一略一

2 前項の補助金を交付する場合には、教育委員会は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、当該管理又は修理について指揮監督することができる。

(補助金の返還等)

第11条 前条第1項の規定による補助金の交付を受ける所有者又は管理団体が次の各号の一に該当するに至ったときは、県は、当該補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は当該所有者又は管理団体に対し既に交付された補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 管理又は修理に関しこの条例並びにこれに基いて発する教育委員会規則及び教育委員会の指示に違反したとき。

(2)及び(3) 一略一

(管理又は修理に関する勧告等)

第12条 教育委員会は、県指定有形文化財を管理する者が不適任なため又は管理が適当でないため当該県指定有形文化財が滅失し、き損し、又は盗みとられるおそれがあると認めるときは、所有者、管理責任者又は管理団体に対し、県指定有形文化財の管理をする者の選任又は変更、

が消滅した場合その他特殊の事由がある場合は、管理団体の指定を解除することができる。

2 一略一

(滅失、毀損等)

第8条 県指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは毀損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者(管理責任者又は管理団体がある場合は、その者)は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(所在の変更)

第9条 県指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、所有者(管理責任者又は管理団体がある場合は、その者)は、あらかじめその旨を知事に届け出なければならない。ただし、規則の定める場合には、届出を要せず、又は所在の場所を変更した後届け出ることをもって足りる。

(管理又は修理の補助)

第10条 一略一

2 前項の補助金を交付する場合には、知事は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、当該管理又は修理について指揮監督することができる。

(補助金の返還等)

第11条 前条第1項の規定による補助金の交付を受ける所有者又は管理団体が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、県は、当該補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は当該所有者又は管理団体に対し既に交付された補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 管理又は修理に関しこの条例並びにこれに基づいて発する規則及び知事の指示に違反したとき。

(2)及び(3) 一略一

(管理又は修理に関する勧告等)

第12条 知事は、県指定有形文化財を管理する者が不適任なため又は管理が適当でないため当該県指定有形文化財が滅失し、毀損し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、所有者、管理責任者又は管理団体に対し、県指定有形文化財の管理をする者の選任又は変更、管理方法

<p>管理方法の改善、防火施設その他の保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告をすることができる。</p>	<p>の改善、防火施設その他の保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告をすることができる。</p>
<p>2 <u>教育委員会</u>は、<u>県指定有形文化財</u>が<u>き損している</u>場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者又は管理団体に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。</p>	<p>2 <u>知事</u>は、<u>県指定有形文化財</u>が<u>毀損している</u>場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者又は管理団体に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。</p>
<p>3 前2項の規定による命令又は勧告に<u>基いて</u>する措置若しくは修理のために要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を県の負担とすることができる。</p>	<p>3 前2項の規定による命令又は勧告に<u>基づいて</u>する措置若しくは修理のために要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を県の負担とすることができる。</p>
<p>4 一略一 (有償譲渡の場合の納付金)</p>	<p>4 一略一 (有償譲渡の場合の納付金)</p>
<p>第13条 一略一</p>	<p>第13条 一略一</p>
<p>2 前項に規定する「補助金又は負担金の額」とは、補助金又は負担金の額を、補助又は費用負担に係る修理等を施した<u>県指定有形文化財</u>につき<u>教育委員会</u>が定める耐用年数で除して得た金額に、更に当該耐用年数から修理等を行つた時以後当該<u>県指定有形文化財</u>の譲渡の時までの年数を控除した残余の年数（1年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た金額に相当する金額とする。</p>	<p>2 前項に規定する「補助金又は負担金の額」とは、補助金又は負担金の額を、補助又は費用負担に係る修理等を施した<u>県指定有形文化財</u>につき<u>知事</u>が定める耐用年数で除して得た金額に、更に当該耐用年数から修理等を行つた時以後当該<u>県指定有形文化財</u>の譲渡の時までの年数を控除した残余の年数（1年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た金額に相当する金額とする。</p>
<p>3 一略一 (現状変更等の制限)</p>	<p>3 一略一 (現状変更等の制限)</p>
<p>第14条 <u>県指定有形文化財</u>に関し、現状の変更をし、又は<u>教育委員会規則</u>で定める保存に影響を及ぼす行為（以下「保存に影響を及ぼす行為」という。）をしようとするときは、<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については非常災害のために必要な応急措置又は<u>教育委員会規則</u>の定める範囲の維持の措置を執る場合は、この限りでない。</p>	<p>第14条 <u>県指定有形文化財</u>に関し、現状の変更をし、又は<u>規則</u>で定める保存に影響を及ぼす行為（以下「保存に影響を及ぼす行為」という。）をしようとするときは、<u>知事</u>の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については非常災害のために必要な応急措置又は<u>規則</u>の定める範囲の維持の措置を執る場合は、この限りでない。</p>
<p>2 <u>教育委員会</u>は、前項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。</p>	<p>2 <u>知事</u>は、前項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。</p>
<p>3 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかつたときは、<u>教育委員会</u>は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。</p>	<p>3 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかつたときは、<u>知事</u>は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。</p>
<p>4 一略一 (修理の届出等)</p>	<p>4 一略一 (修理の届出等)</p>

<p>第15条 県指定有形文化財を修理しようとするときは、所有者又は管理団体は、あらかじめその旨を<u>教育委員会</u>に届け出なければならない。ただし、第10条第1項の規定による補助金の交付、第12条第2項の規定による勧告又は前条第1項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。</p> <p>2 県指定有形文化財の保護上必要があると認めるときは、<u>教育委員会</u>は、前項の届出に係る修理に関し技術的な指導と助言を与えることができる。</p>	<p>第15条 県指定有形文化財を修理しようとするときは、所有者又は管理団体は、あらかじめその旨を<u>知事</u>に届け出なければならない。ただし、第10条第1項の規定による補助金の交付、第12条第2項の規定による勧告又は前条第1項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。</p> <p>2 県指定有形文化財の保護上必要があると認めるときは、<u>知事</u>は、前項の届出に係る修理に関し技術的な指導と助言を与えることができる。</p>
<p>(公開)</p> <p>第16条 <u>教育委員会</u>は、県指定有形文化財の所有者又は管理団体に対し、6月以内の期間を限つて、<u>教育委員会</u>の行う公開の用に供するため当該県指定有形文化財を出品することを勧告することができる。</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、県指定有形文化財の所有者又は管理団体に対し、3月以内の期間を限つて、当該県指定有形文化財の公開を勧告することができる。</p>	<p>(公開)</p> <p>第16条 <u>知事</u>は、県指定有形文化財の所有者又は管理団体に対し、6月以内の期間を限つて、<u>知事</u>の行う公開の用に供するため当該県指定有形文化財を出品することを勧告することができる。</p> <p>2 <u>知事</u>は、県指定有形文化財の所有者又は管理団体に対し、3月以内の期間を限つて、当該県指定有形文化財の公開を勧告することができる。</p>
<p>3及び4 一略一</p> <p>5 <u>教育委員会</u>は、第1項の規定により県指定有形文化財が出品されたときは、その職員のうちから当該県指定有形文化財の管理の<u>責</u>に任ずべき者を定めなければならない。</p> <p>6 <u>教育委員会</u>は、第2項の規定による公開及び当該公開に係る県指定有形文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。</p> <p>7 第1項又は第2項の規定により出品し、又は公開したことに起因して当該県指定有形文化財が滅失し、又は<u>き損した</u>ときは、県は、所有者に対し、通常生ずべき損害を補償する。ただし、所有者、管理責任者又は管理団体の<u>責</u>に帰すべき事由によつて滅失し、又は<u>き損した</u>場合は、この限りでない。</p>	<p>3及び4 一略一</p> <p>5 <u>知事</u>は、第1項の規定により県指定有形文化財が出品されたときは、その職員のうちから当該県指定有形文化財の管理の<u>責め</u>に任ずべき者を定めなければならない。</p> <p>6 <u>知事</u>は、第2項の規定による公開及び当該公開に係る県指定有形文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。</p> <p>7 第1項又は第2項の規定により出品し、又は公開したことに起因して当該県指定有形文化財が滅失し、又は<u>毀損した</u>ときは、県は、所有者に対し、通常生ずべき損害を補償する。ただし、所有者、管理責任者又は管理団体の<u>責め</u>に帰すべき事由によつて滅失し、又は<u>毀損した</u>場合は、この限りでない。</p>
<p>(調査)</p> <p>第18条 <u>教育委員会</u>は、必要があると認めるときは、県指定有形文化財の所有者、管理責任者又は管理団体に対し、当該県指定有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。</p> <p>(所有者変更に伴う権利義務の承継)</p>	<p>(調査)</p> <p>第18条 <u>知事</u>は、必要があると認めるときは、県指定有形文化財の所有者、管理責任者又は管理団体に対し、当該県指定有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。</p> <p>(所有者変更に伴う権利義務の承継)</p>
<p>第19条 県指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該県指定有形文化財に関</p>	<p>第19条 県指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該県指定有形文化財に関</p>

<p>しこの条例に<u>基</u>いてする<u>教育委員会</u>の命令、勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。</p> <p>2 前項の場合には、旧所有者は、当該県指定有形文化財の<u>引渡</u>と同時にその指定書を新所有者に引き渡さなければならない。</p> <p>3 管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第1項の規定を準用する。ただし、管理団体が指定された場合には、<u>もつぱら</u>所有者に属すべき権利義務については、この限りでない。</p>	<p>しこの条例に<u>基</u>づいてする<u>知事</u>の命令、勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。</p> <p>2 前項の場合には、旧所有者は、当該県指定有形文化財の<u>引渡し</u>と同時にその指定書を新所有者に引き渡さなければならない。</p> <p>3 管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第1項の規定を準用する。ただし、管理団体が指定された場合には、<u>専ら</u>所有者に属すべき権利義務については、この限りでない。</p>
<p>(指定)</p> <p>第20条 <u>教育委員会</u>は、県の区域内に存する無形文化財（法第71条第1項の規定により重要無形文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを山形県指定無形文化財（以下「<u>県指定無形文化財</u>」という。）に指定することができる。</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、前項の規定による指定をするに当たっては、当該県指定無形文化財の保持者又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となつている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。</p> <p>3 一略一</p> <p>4 <u>教育委員会</u>は、第1項の規定による指定をした後においても、当該県指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定することができる。</p> <p>5 一略一</p> <p>(解除)</p>	<p>(指定)</p> <p>第20条 <u>知事</u>は、県の区域内に存する無形文化財（法第71条第1項の規定により重要無形文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを山形県指定無形文化財（以下「<u>県指定無形文化財</u>」という。）に指定することができる。</p> <p>2 <u>知事</u>は、前項の規定による指定をするに当たっては、当該県指定無形文化財の保持者又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となつている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。</p> <p>3 一略一</p> <p>4 <u>知事</u>は、第1項の規定による指定をした後においても、当該県指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定することができる。</p> <p>5 一略一</p> <p>(解除)</p>
<p>第21条 <u>教育委員会</u>は、県指定無形文化財が県指定無形文化財としての価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、その指定を解除することができる。</p> <p>2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなつたと認められる場合その他特殊の事由があるときは、<u>教育委員会</u>は、その認定を解除することができる。</p> <p>3及び4 一略一</p> <p>5 前項の場合には、<u>教育委員会</u>は、その旨を県公報で告示するとともに、当該県指定無形文化財</p>	<p>第21条 <u>知事</u>は、県指定無形文化財が県指定無形文化財としての価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、その指定を解除することができる。</p> <p>2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなつたと認められる場合その他特殊の事由があるときは、<u>知事</u>は、その認定を解除することができる。</p> <p>3及び4 一略一</p> <p>5 前項の場合には、<u>知事</u>は、その旨を県公報で告示するとともに、当該県指定無形文化財の保</p>

<p>財の保持者又は保持団体として認定されていたもの（保持団体にあつてはその代表者）に通知しなければならない。</p>	<p>持者又は保持団体として認定されていたもの（保持団体にあつてはその代表者）に通知しなければならない。</p>
<p>6 保持者が死亡したとき又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下この条及び次条において同じ。）は、保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、<u>保持者のすべて</u>が死亡したとき又は保持団体の<u>すべて</u>が解散したときは、県指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合は、<u>教育委員会</u>は、その旨を県公報で告示しなければならない。</p> <p>（保持者等の氏名変更等）</p>	<p>6 保持者が死亡したとき又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下この条及び次条において同じ。）は、保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、<u>保持者の全て</u>が死亡したとき又は保持団体の<u>全て</u>が解散したときは、県指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合は、<u>知事</u>は、その旨を県公報で告示しなければならない。</p> <p>（保持者等の氏名変更等）</p>
<p>第22条 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したとき、その他<u>教育委員会規則</u>の定める事由があるときは、保持者又はその相続人は、<u>すみやかに</u>その旨を<u>教育委員会</u>に届け出なければならない。保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者（保持団体が解散した場合にあつては代表者であつた者）について、同様とする。</p> <p>（保存）</p>	<p>第22条 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したとき、その他<u>規則</u>の定める事由があるときは、保持者又はその相続人は、<u>速やかに</u>その旨を<u>知事</u>に届け出なければならない。保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者（保持団体が解散した場合にあつては代表者であつた者）について、同様とする。</p> <p>（保存）</p>
<p>第23条 <u>教育委員会</u>は、県指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、県指定無形文化財について自ら記録の作成、伝承者の養成その他保存のため適当な措置を執ることができるものとし、県は、保持者、保持団体又はその保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。</p>	<p>第23条 <u>知事</u>は、県指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、県指定無形文化財について自ら記録の作成、伝承者の養成その他保存のため適当な措置を執ることができるものとし、県は、保持者、保持団体又はその保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。</p>
<p>2 一略一 （公開）</p>	<p>2 一略一 （公開）</p>
<p>第24条 <u>教育委員会</u>は、県指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し県指定無形文化財の公開を、県指定無形文化財の記録の所有者に対しその記録の公開を勧告することができる。</p> <p>2 前項の場合には第16条第3項及び第6項の規定を、前項の規定により公開したことに起因して当該県指定無形文化財の記録が滅失し、又は<u>き損した</u>場合には同条第7項の規定を準用する。</p> <p>（保存に関する助言又は勧告）</p>	<p>第24条 <u>知事</u>は、県指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し県指定無形文化財の公開を、県指定無形文化財の記録の所有者に対しその記録の公開を勧告することができる。</p> <p>2 前項の場合には第16条第3項及び第6項の規定を、前項の規定により公開したことに起因して当該県指定無形文化財の記録が滅失し、又は<u>毀損した</u>場合には同条第7項の規定を準用する。</p> <p>（保存に関する助言又は勧告）</p>
<p>第25条 <u>教育委員会</u>は、県指定無形文化財の保持者、保持団体又はその保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言</p>	<p>第25条 <u>知事</u>は、県指定無形文化財の保持者、保持団体又はその保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧</p>

又は勧告をすることができる。

(指定)

第26条 教育委員会は、県の区域内に存する有形民俗文化財（法第78条第1項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを山形県指定有形民俗文化財（以下「県指定有形民俗文化財」という。）に、無形民俗文化財（法第78条第1項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを山形県指定無形民俗文化財（以下「県指定無形民俗文化財」という。）に指定することができる。

2及び3 一略一

(解除)

第27条 教育委員会は、県指定有形民俗文化財又は県指定無形民俗文化財が県指定有形民俗文化財又は県指定無形民俗文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、その指定を解除することができる。

2～6 一略一

(県指定有形民俗文化財の保護)

第28条 県指定有形民俗文化財に関し、現状の変更をし、又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、現状の変更については教育委員会規則の定める場合は、この限りでない。

2 県指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

(県指定無形民俗文化財の保存)

第29条の2 教育委員会は、県指定無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、県指定無形民俗文化財について自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、県は、その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 一略一

(県指定無形民俗文化財の記録の公開)

第29条の3 教育委員会は、県指定無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。

告をすることができる。

(指定)

第26条 知事は、県の区域内に存する有形民俗文化財（法第78条第1項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを山形県指定有形民俗文化財（以下「県指定有形民俗文化財」という。）に、無形民俗文化財（法第78条第1項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを山形県指定無形民俗文化財（以下「県指定無形民俗文化財」という。）に指定することができる。

2及び3 一略一

(解除)

第27条 知事は、県指定有形民俗文化財又は県指定無形民俗文化財が県指定有形民俗文化財又は県指定無形民俗文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、その指定を解除することができる。

2～6 一略一

(県指定有形民俗文化財の保護)

第28条 県指定有形民俗文化財に関し、現状の変更をし、又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめその旨を知事に届け出なければならない。ただし、現状の変更については規則の定める場合は、この限りでない。

2 県指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、知事は、前項の届出に係る現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

(県指定無形民俗文化財の保存)

第29条の2 知事は、県指定無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、県指定無形民俗文化財について自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、県は、その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 一略一

(県指定無形民俗文化財の記録の公開)

第29条の3 知事は、県指定無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。

2 一略一

(県指定無形民俗文化財の保存に関する助言又は勧告)

第29条の4 教育委員会は、県指定無形民俗文化財の保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

(無形の民俗文化財の記録の作成等)

第30条 教育委員会は、県指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財(法第78条第1項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたものを除く。)のうち特に必要のあるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、又は公開することができるものとし、県は、適当な者に対し、当該無形の民俗文化財の公開又はその記録の作成、保存若しくは公開に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 一略一

(譲与等)

第30条の2 教育委員会は、法第105条第1項の規定により県に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て県が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見された土地を管轄する市町村その他教育委員会が適当と認める法人に対し、その申請に基づき、当該文化財を譲与し、又は時価よりも低い対価で譲渡することができる。

(指定)

第31条 教育委員会は、県の区域内に存する記念物(法第109条第1項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定されたものを除く。)のうち県にとって重要なものを山形県指定史跡、山形県指定名勝又は山形県指定天然記念物(以下「県指定史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

2 一略一

(解除)

第32条 教育委員会は、県指定史跡名勝天然記念物が県指定史跡名勝天然記念物としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、その指定を解除することができる。

2及び3 一略一

(標識等の設置)

第33条 県指定史跡名勝天然記念物の所有者(第36条で準用する第7条の2の規定により指定を

2 一略一

(県指定無形民俗文化財の保存に関する助言又は勧告)

第29条の4 知事は、県指定無形民俗文化財の保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

(無形の民俗文化財の記録の作成等)

第30条 知事は、県指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財(法第78条第1項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたものを除く。)のうち特に必要のあるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、又は公開することができるものとし、県は、適当な者に対し、当該無形の民俗文化財の公開又はその記録の作成、保存若しくは公開に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 一略一

(譲与等)

第30条の2 知事は、法第105条第1項の規定により県に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て県が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見された土地を管轄する市町村その他知事が適当と認める法人に対し、その申請に基づき、当該文化財を譲与し、又は時価よりも低い対価で譲渡することができる。

(指定)

第31条 知事は、県の区域内に存する記念物(法第109条第1項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定されたものを除く。)のうち県にとって重要なものを山形県指定史跡、山形県指定名勝又は山形県指定天然記念物(以下「県指定史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

2 一略一

(解除)

第32条 知事は、県指定史跡名勝天然記念物が県指定史跡名勝天然記念物としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、その指定を解除することができる。

2及び3 一略一

(標識等の設置)

第33条 県指定史跡名勝天然記念物の所有者(第36条で準用する第7条の2の規定により指定を

受けた管理団体がある場合は、その者)は、教育委員会規則の定める基準により、県指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置するものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

第34条 県指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、所有者(第36条で準用する第6条第2項の規定により選任した管理責任者がある場合又は第7条の2の規定により指定を受けた管理団体がある場合は、その者)は、すみやかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(現状変更等の制限)

第35条 県指定史跡名勝天然記念物に関し、現状の変更をし、又は保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については非常災害のために必要な応急措置又は教育委員会規則の定める範囲の維持の措置を執る場合は、この限りでない。

2及び3 一略一

(選定)

第36条の2 教育委員会は、市町村の申出に基づき、県又は当該市町村が定める景観法(平成16年法律第110号)第8条第2項第1号に規定する景観計画区域又は同法第61条第1項に規定する景観地区内にある文化的景観(法第134条第1項の規定により重要文化的景観に選定されたものを除く。)であつて、県又は当該市町村がその保存のため必要な措置を講じているもののうち県にとって重要なものを山形県選定文化的景観(以下「県選定文化的景観」という。)として選定することができる。

2 一略一

(解除)

第36条の2の2 教育委員会は、県選定文化的景観が県選定文化的景観としての価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、その選定を解除することができる。

2～4 一略一

(滅失又はき損)

第36条の2の3 県選定文化的景観の全部又は一部が滅失し、又はき損したときは、所有者又は

受けた管理団体がある場合は、その者)は、規則の定める基準により、県指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置するものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

第34条 県指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、所有者(第36条で準用する第6条第2項の規定により選任した管理責任者がある場合又は第7条の2の規定により指定を受けた管理団体がある場合は、その者)は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(現状変更等の制限)

第35条 県指定史跡名勝天然記念物に関し、現状の変更をし、又は保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、知事の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については非常災害のために必要な応急措置又は規則の定める範囲の維持の措置を執る場合は、この限りでない。

2及び3 一略一

(選定)

第36条の2 知事は、市町村の申出に基づき、県又は当該市町村が定める景観法(平成16年法律第110号)第8条第2項第1号に規定する景観計画区域又は同法第61条第1項に規定する景観地区内にある文化的景観(法第134条第1項の規定により重要文化的景観に選定されたものを除く。)であつて、県又は当該市町村がその保存のため必要な措置を講じているもののうち県にとって重要なものを山形県選定文化的景観(以下「県選定文化的景観」という。)として選定することができる。

2 一略一

(解除)

第36条の2の2 知事は、県選定文化的景観が県選定文化的景観としての価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、その選定を解除することができる。

2～4 一略一

(滅失又は毀損)

第36条の2の3 県選定文化的景観の全部又は一部が滅失し、又は毀損したときは、所有者又は



権原に基づく占有者（以下この章において「所有者等」という。）は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、県選定文化的景観の保存に著しい支障を及ぼすおそれがない場合として教育委員会規則で定める場合は、この限りでない。

（管理に関する勧告）

第36条の2の5 教育委員会は、管理が適当でないため県選定文化的景観が滅失し、又はき損するおそれがあると認めるときは、所有者等に対し、管理方法の改善その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

2 教育委員会は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、当該県選定文化的景観について第36条の2第1項に規定する申出を行った市町村の意見を聴くものとする。

（現状変更等の届出等）

第36条の2の6 県選定文化的景観に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、現状変更については維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状の変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。

3 県選定文化的景観の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、第1項の規定による届出に係る県選定文化的景観の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指導、助言又は勧告をすることができる。

（現状等の報告）

第36条の2の7 教育委員会は、必要があると認めるときは、所有者等に対し、県選定文化的景観の現状又は管理若しくは復旧の状況につき報告を求めることができる。

（設置）

第36条の2の8 教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議させるため、教育委員会に山形県文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（審議会への諮問）

権原に基づく占有者（以下この章において「所有者等」という。）は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。ただし、県選定文化的景観の保存に著しい支障を及ぼすおそれがない場合として規則で定める場合は、この限りでない。

（管理に関する勧告）

第36条の2の5 知事は、管理が適当でないため県選定文化的景観が滅失し、又は毀損するおそれがあると認めるときは、所有者等に対し、管理方法の改善その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、当該県選定文化的景観について第36条の2第1項に規定する申出を行った市町村の意見を聴くものとする。

（現状変更等の届出等）

第36条の2の6 県選定文化的景観に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめその旨を知事に届け出なければならない。ただし、現状変更については維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状の変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、規則で定める。

3 県選定文化的景観の保護上必要があると認めるときは、知事は、第1項の規定による届出に係る県選定文化的景観の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指導、助言又は勧告をすることができる。

（現状等の報告）

第36条の2の7 知事は、必要があると認めるときは、所有者等に対し、県選定文化的景観の現状又は管理若しくは復旧の状況につき報告を求めることができる。

（設置）

第36条の2の8 知事の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議させるため、山形県文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（審議会への諮問）

第36条の3 <u>教育委員会</u> は、次に掲げる事項については、あらかじめ、審議会に諮問しなければならない。 (1)～(6) 一略一 (委員)	第36条の3 <u>知事</u> は、次に掲げる事項については、あらかじめ、審議会に諮問しなければならない。 (1)～(6) 一略一 (委員)
第36条の5 委員及び臨時委員は、文化財に関する学識経験を有する者のうちから <u>教育委員会</u> が任命する。 (庶務)	第36条の5 委員及び臨時委員は、文化財に関する学識経験を有する者のうちから <u>知事</u> が任命する。 (庶務)
第36条の10 審議会の庶務は、 <u>教育庁</u> において処理する。 (施行規則)	第36条の10 審議会の庶務は、 <u>観光文化スポーツ部</u> において処理する。 (施行規則)
第37条 この条例の施行に関し必要な事項は、 <u>教育委員会規則</u> で定める。	第37条 この条例の施行に関し必要な事項は、 <u>規則</u> で定める。
第39条の2 第14条又は第35条の規定に違反して、 <u>教育委員会</u> の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、県指定有形文化財若しくは県指定史跡名勝天然記念物の現状の変更をし、若しくは保存に影響を及ぼす行為をし、又は <u>教育委員会</u> の現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者は、3万円以下の罰金若しくは科料に処する。	第39条の2 第14条又は第35条の規定に違反して、 <u>知事</u> の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、県指定有形文化財若しくは県指定史跡名勝天然記念物の現状の変更をし、若しくは保存に影響を及ぼす行為をし、又は <u>知事</u> の現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者は、3万円以下の罰金若しくは科料に処する。

附則第3項関係（山形県立博物館条例の一部改正）

現 行	改 正 案
(博物館協議会)	(博物館協議会)
第5条 一略一	第5条 一略一
2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、 <u>教育委員会</u> が任命する。	2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、 <u>知事</u> が任命する。
3及び4 一略一 (委任)	3及び4 一略一 (委任)
第8条 この条例に定めるもののほか、博物館及び協議会の組織及び運営について必要な事項は、 <u>県教育委員会規則</u> で定める。	第8条 この条例に定めるもののほか、博物館及び協議会の組織及び運営について必要な事項は、 <u>規則</u> で定める。

附則第4項関係（山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館条例の一部改正）

現 行	改 正 案
(入館料の徴収等)	(入館料の徴収等)
第2条 県は、第4条の規定により法人その他の団体であって <u>教育委員会</u> が指定するもの（以下「指定管理者」という。）が資料館の管理を行う場合を除き、資料館に入館しようとする者か	第2条 県は、第4条の規定により法人その他の団体であって <u>知事</u> が指定するもの（以下「指定管理者」という。）が資料館の管理を行う場合を除き、資料館に入館しようとする者から入館

ら入館料を徴収する。

2 一略一  
(指定管理者が行う管理の基準)

第5条 指定管理者は、次に掲げる基準に従い、資料館の管理を行うものとする。

(1)及び(2) 一略一

(3) その他資料館の管理上教育委員会が必要と認める基準

2 指定管理者は、前項第1号及び第2号の基準の範囲内で、あらかじめ教育委員会の承認を受けて資料館の開館時間及び休館日を定めるものとする。

3 教育委員会は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした開館時間及び休館日を公示するものとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けて臨時に資料館を開館し、又は休館することができる。  
(指定管理者が行う業務の範囲)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)及び(2) 一略一

(3) 前2号に掲げるもののほか、資料館の管理に関し教育委員会が必要と認める業務  
(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

料を徴収する。

2 一略一  
(指定管理者が行う管理の基準)

第5条 指定管理者は、次に掲げる基準に従い、資料館の管理を行うものとする。

(1)及び(2) 一略一

(3) その他資料館の管理上知事が必要と認める基準

2 指定管理者は、前項第1号及び第2号の基準の範囲内で、あらかじめ知事の承認を受けて資料館の開館時間及び休館日を定めるものとする。

3 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした開館時間及び休館日を公示するものとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ知事の承認を受けて臨時に資料館を開館し、又は休館することができる。  
(指定管理者が行う業務の範囲)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)及び(2) 一略一

(3) 前2号に掲げるもののほか、資料館の管理に関し知事が必要と認める業務  
(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則第5項関係（山形県事務処理の特例に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案										
<p>(市町村が処理する事務の範囲等)</p> <p>第2条 知事の権限に属する事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務（2以上の市町村の区域に係るものを除く。）は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事務</th> <th style="text-align: center;">市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1～44 一略一</td> <td style="text-align: center;">一略一</td> </tr> </tbody> </table>	事務	市町村	1～44 一略一	一略一	<p>(市町村が処理する事務の範囲等)</p> <p>第2条 知事の権限に属する事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務（2以上の市町村の区域に係るものを除く。）は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事務</th> <th style="text-align: center;">市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1～44 一略一</td> <td style="text-align: center;">一略一</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">45 山形県文化財保護条例 例（昭和30年8月県条例第27号。以下この項において「条例」という。） 及び条例の施行のための規則に基づく事務の</td> <td style="text-align: center;">各市町村</td> </tr> </tbody> </table>	事務	市町村	1～44 一略一	一略一	45 山形県文化財保護条例 例（昭和30年8月県条例第27号。以下この項において「条例」という。） 及び条例の施行のための規則に基づく事務の	各市町村
事務	市町村										
1～44 一略一	一略一										
事務	市町村										
1～44 一略一	一略一										
45 山形県文化財保護条例 例（昭和30年8月県条例第27号。以下この項において「条例」という。） 及び条例の施行のための規則に基づく事務の	各市町村										

うち次に掲げるもの

(1) 次に掲げる県指

定史跡名勝天然記念物の現状変更（イからトまでに掲げるものにあつては、県指定史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る条例第35条第1項の規定による許可

イ 小規模建築物（階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が120平方メートル以下のものをいう。）で2年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築

ロ 工作物（建築物を除く。以下このロにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

ハ 条例第33条に規定する県指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設

の設置又は改修

ニ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

ホ 建築物その他の工作物（建築又は設置の日から50年を経過していないものに限る。）の除却

ヘ 木竹の伐採（県指定名勝又は県指定天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）

ト 県指定史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

チ 県指定天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取

リ 県指定天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

(2) 条例第35条第2

45～49	—略—

<u>項において準用する 条例第14条第2項の 規定による指示（前号 に規定する許可の条 件として行われるも のに限る。）</u> (3) <u>条例第35条第2 項において準用する 条例第14条第3項の 規定による停止命令 又は許可の取消し（第 1号に規定する許可 に係るものに限る。）</u>	
46～50	—略—

2 教育委員会の権限に属する事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務（2以上の市町村の区域に係るものを除く。）は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。

事務	市町村
1 —略—	—略—
2 <u>山形県文化財保護条 例（昭和30年8月県条例 第27号。以下この項にお いて「条例」という。） 及び条例の施行のため の教育委員会規則に基 づく事務のうち次に掲 げるもの</u> (1) <u>次に掲げる県指 定史跡名勝天然記念 物の現状変更（イから トまでに掲げるもの にあつては、県指定史 跡名勝天然記念物の 指定に係る地域内に おいて行われるもの に限る。）に係る条例 第35条第1項の規定 による許可</u> イ <u>小規模建築物（階 数が2以下で、か つ、地階を有しない 木造又は鉄骨造の 建築物であつて、建</u>	各市町村

2 教育委員会の権限に属する事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務（2以上の市町村の区域に係るものを除く。）は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。

事務	市町村
1 —略—	—略—

築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が120平方メートル以下のものをいう。）で2年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築

ロ 工作物（建築物を除く。以下このロにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

ハ 条例第33条に規定する県指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

ニ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

ホ 建築物その他の工作物（建築又は設置の日から50年を経過していないものに限る。）の除却

ヘ 木竹の伐採（県指定名勝又は県指定天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限

<p>る。)</p> <p><u>ト 県指定史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取</u></p> <p><u>チ 県指定天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取</u></p> <p><u>リ 県指定天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け</u></p> <p><u>(2) 条例第35条第2項において準用する条例第14条第2項の規定による指示（前号に規定する許可の条件として行われるものに限る。)</u></p> <p><u>(3) 条例第35条第2項において準用する条例第14条第3項の規定による停止命令又は許可の取消し（第1号に規定する許可に係るものに限る。)</u></p>	<p>—略—</p>			<p><u>2</u> —略—</p>	<p>—略—</p>
<p><u>3</u> —略—</p>	<p>—略—</p>			<p><u>2</u> —略—</p>	<p>—略—</p>



## 山形県教育委員会の職務権限の特例に関する条例案の概要

### 第1 改正内容

- 教育委員会の職務権限については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」）第21条に規定されているが、その特例として、地教行法第23条第1項各号に規定されている事務については、条例で定めることにより知事はその権限の全てを執行できることとされている。
- 先般、地教行法第23条第1項に「文化財の保護に関すること」等が追加され、知事部局においても文化財保護等の事務を所管することが可能となった。
- 本県においては、県内に数多く存在する文化財を次世代へ継承し、また国内外に発信することで、本県への観光誘客や地域活性化をより一層推進することを目的として、令和2年度以降、知事部局において、「文化財の保護に関すること」及び「博物館の設置、管理及び廃止」の全てを所管することとするため、地教行法第23条第1項に基づき必要な条例を新設するもの。
- なお、「文化に関すること」及び「スポーツに関すること」については、地方自治法第180条の7の規定により、既に教育委員会から知事部局へ一部委任している。
- 今回、文化財保護等の事務の全てが知事部局に移管されることにより、地教行法第23条の規定により『条例』で定める必要がある。

職務権限	知事部局に移管	教育委員会が所管
文化に関すること	文化振興に関すること	図書館、公民館、生涯学習など
スポーツに関すること	プロスポーツによる地域活性化	学校体育、生涯・競技スポーツなど
文化財保護（保存・活用）に関すること	文化財保護に関すること （博物館等を含む）	—

- また、今回の移管に伴い、規定の整備が必要となる以下の条例も合わせて改正を行う。
  - ・ 山形県文化財保護条例 → 「教育委員会」から「知事」に改正
  - ・ 山形県立博物館条例 → 「教育委員会」から「知事」に改正
  - ・ 山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館条例 → 「教育委員会」から「知事」に改正
  - ・ 山形県事務処理の特例に関する条例 → 「教育委員会」から「知事」に改正

### 第2 施行期日

令和2年4月1日

(参考)

《地教行法》

第 21 条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること。

二～六 - 略 -

七 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。

八 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。

九 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。

十～十一 - 略 -

十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。

十三 スポーツに関すること。

十四 文化財の保護に関すること。

十五～十九 - 略 -

第 23 条 前 2 条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又はすべてを管理し、及び執行することができる。

一 図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち当該条例で定めるもの（以下「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること（第 21 条第 7 号から第 9 号まで及び第 12 号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。）。

二 スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。

三 文化に関すること（次号に掲げるものを除く。）。

四 文化財の保護に関すること。

2 地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

《博物館法》

第 19 条 公立博物館は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところにより地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた博物館にあつては、当該地方公共団体の長。第二十一条において同じ。）の所管に属する。

《地方自治法》

第 180 条の 7 普通地方公共団体の委員会又は委員は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の長と協議して、普通地方公共団体の長の補助機関である職員・・・に委任し、若しくは普通地方公共団体の長の補助機関である職員・・・をして補助執行させ、又は専門委員に委託して必要な事項を調査させることができる。（ただし書略）